

交流都市等との子ども交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の子どもたちと交流都市等の子どもたちとの相互の理解と友情を深め、及び幅広い視野を育成するために行う交流活動の実施に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども会等 子ども会、スポーツクラブ、文化活動サークルその他これらに類する団体で、小学校又は中学校の児童生徒を主たる構成員とするものをいう。
- (2) 交流都市等 本市近隣の市町で本市と歴史的、文化的かつ経済的に密接なつながりのあるもの（以下「近隣市町」という。）及び本市と市民の相互交流に関する協定等を締結した市町等（以下「協定締結市町等」という。）のうち、別表第1に定める市町等をいう。
- (3) 交流活動 本市の子ども会等と、交流都市等の子どもたちとが、合同して行う学習会、体験会、交歓会、スポーツ大会、文化芸術に関する発表会その他これらに類する活動で、相互の理解を深めると市長が認めるものをいう。

(補助金の交付等)

第3条 補助金は、交流活動を実施しようとする本市の子ども会等の保護者の代表者に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

第4条 補助金の額は、交流活動の実施に要する講師謝礼金、会場借上料、機材等借上料、施設利用料、消耗品費、食糧費、交通費その他市長が適当であると認める経費の額の3分の2に相当する額以内の額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、1の子ども会等当たり1年度につき、別表第2の左欄に掲げる交流都市等の区分に応じ、同表の右欄に定める額を超えないものとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(他の補助金等)

第5条 この要綱の規定による補助金の交付を受ける場合は、当該交流活動の実施について、本市の他の補助金等の交付を受けることができない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第2条関係）

| | |
|---------|---|
| 近隣市町 | 白山市 かほく市 野々市市 津幡町 内灘町 富山市 高岡市 射水市 南砺市 氷見市 砺波市 小矢部市 大野市 勝山市 |
| 協定締結市町等 | 長野市 岡崎市 豊田市 高崎市 高山市 東京都板橋区 松本市 静岡市 那覇市 高松市 東京都目黒区 東京都文京区 名古屋市中川区 富岡市 上越市 |

別表第2（第4条関係）

| 交流都市等の区分 | 限度額 |
|---|------|
| 白山市 かほく市 野々市市 津幡町 内灘町 富山市 高岡市 射水市 南砺市 氷見市 砺波市 小矢部市 大野市 勝山市 | 20万円 |
| 長野市 岡崎市 豊田市 高崎市 高山市 東京都板橋区 松本市 静岡市 那覇市 高松市 東京都目黒区 東京都文京区 名古屋市中川区 富岡市 上越市 | 40万円 |

附 則

改正後の交流都市等との子ども交流事業補助金交付要綱の規定は、平成20年7月1日以後に実施する交流活動に係る補助金について適用し、同日前に実施した交流活動に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の交流都市等との子ども交流事業補助金交付要綱の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後に実施する交流活動に係る補助金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の交流都市等との子ども交流事業補助金交付要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に実施する交流活動に係る補助金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の交流都市等との子ども交流事業補助金交付要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に実施する交流活動に係る補助金について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の交流都市等との子ども交流事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に実施する交流活動に係る補助金について適用する。